

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅令の日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
インドネシア	スマトラ州パダン沖地震被災地における安全な学校再建計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	スマトラ州パダン沖地震被災地における安全な学校再建計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	549,000千円 H23.3.31まで	H22.3.18 ジャカル タで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在イン ドネシア大使 インドネシア側 ハムザ・ タイフ外務省アジア・太 平洋・アフリカ総局長	H22.4.6 171号
インドネシア	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H22.3.31まで	H22.3.18 ジャカル タで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在イン ドネシア大使 インドネシア側 ハムザ・ タイフ外務省アジア総局長 平洋・アフリカ総局長	H22.4.6 172号
インドネシア	気候変動による自然災害対処能力向上計画に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H22.3.31まで	H22.3.18 ジャカル タで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在イン ドネシア大使 インドネシア側 ハムザ・ タイフ外務省アジア・太 平洋・アフリカ総局長	H22.4.6 173号
インドネシア	貧困農民支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	520,000千円 H23.3.31まで	H22.3.18 ジャカル タで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在イン ドネシア大使 インドネシア側 ハムザ・ タイフ外務省アジア・太 平洋・アフリカ総局長	H22.4.6 174号
インドネシア	空港保安機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	空港保安機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	621,000千円 H25.11.30まで	H22.6.25 ジャカル タで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在イン ドネシア大使 インドネシア側 ハムザ・ タイフ外務省アジア・太 平洋・アフリカ総局長	H22.7.7 327号
インドネシア	ラジャ海峽及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	ラジャ海峽及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,432,000千円 H25.12.31まで	H22.6.25 ジャカル タで (同日)	日本側 塩尻孝二郎在イン ドネシア大使 インドネシア側 ハムザ・ タイフ外務省アジア・太 平洋・アフリカ総局長	H22.7.7 328号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。